

第3版の発行に当たって

.....

宅地建物取引業に従事されている皆様方におかれましては、常日頃より業界各団体に対しましてご支援ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本ハンドブックは、平成20年3月1日から全面施行された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において、宅地建物取引業者が「特定事業者」として位置付けられ、取引を行う際の顧客等の本人確認及び本人確認記録の作成・保存、取引記録の作成・保存並びに疑わしい取引に関する行政庁への届出が義務付けられたことにより、これらの措置を的確に実施できるよう、不動産業に従事する皆様方向けに分かりやすい解説書として、不動産業に関わる6団体が協力して、刊行されたものであります。

経済・金融サービスのグローバル化が進んでいる現代社会においては、マネー・ローンダリング対策も国際的な協調なしに進めることは不可能であり、マネー・ローンダリング対策に関する政府間会合であるFATF(金融活動作業部会)の定める勧告等を標準としつつ、各国が足並みを揃えたマネー・ローンダリング対策が進められています。平成26年11月には、顧客管理に関するFATF勧告の水準を満たすための制度改正についての議論等を踏まえた同法の改正がなされました。平成27年9月には、改正法施行に伴う関係政省令の整備がなされ、改正法とともに、平成28年10月に施行されることとなりました。

このような動向を踏まえて、この度、本ハンドブックの第3版を刊行する運びとなりました。改訂に当たっては、初版・改訂版同様、不動産業に詳しい渡辺晋弁護士に監修をお願いし、国土交通省及び警察庁のご指導も仰いで、今回の改正内容を分かりやすく解説するとともに、これまで皆様方からいただいた同法の運用に関するご質問を整理して、Q&Aの充実を図っております。

マネー・ローンダリング対策は、不動産取引の第一線におられる皆様方のご経験と知識、さらにはご協力により支えられている制度であります。皆様方におかれましては、引き続き本ハンドブックをご活用いただき、使用人に対する教育訓練の実施等必要な体制の整備に努め、改正後の犯罪収益移転防止法への一層のご理解を賜るとともに、遺漏なき対応をお取りいただきますようお願い申し上げます。

平成28年8月

不動産業における犯罪収益移転防止及び
反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会会長

伊藤 博